

平成23年4月25日

保護者の皆様

大津市立真野小学校
校長 音羽 穰司

警報の発令にともなう臨時休校等についてのお知らせ

陽春の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のことと存じます。平素は、本校教育にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、一年を通してみますと、季節の変わり目に強風が吹く、あるいは、梅雨や台風の時期には大雨により川が増水し、場合によっては通学路が冠水するなど登下校が心配になることがあります。

そこで、「警報の発令にともなう臨時休校等について」下記のようにお知らせいたします。

記

真野小学校の場合

- 1 滋賀県全域
- 2 滋賀県南部
- 3 近江南部
- 4 大津市南部

注) 大津市北部は、
旧志賀町と葛川・伊香立地域
をさします。

このいずれかの区域名で「暴風」を含む警報が発令された場合に休校となります。

1 暴風を含む警報（暴風警報・暴風大雨警報など）が発令された場合

① 午前7時の時点で滋賀県全域、滋賀県南部、近江南部、または、大津市南部に「暴風（雨・雪）警報」が発令されている場合、臨時休校となります。
(大雨警報・洪水警報ではありません。)

② 児童の登校後に発令された場合、通学路の安全を確認後、下校措置をとります。
(集団下校をさせます。)

③ その他
まだ、「暴風警報」が発令されていない場合でも、危険が予想されるときは、別に校長の判断で自宅待機などの連絡をすることがあります。

2 暴風警報が解除された場合

登校前（午前7時まで）に暴風警報が解除されたときは、原則として登校することになります。安全を十分確認した上で登校させてください。

ただし、危険が予想される場合において、教育委員会と協議の上、校長が「自宅待機」や「始業の繰り下げ」の措置をとる場合があります。この場合のみ各地区の電話連絡網、あるいはメール等にて連絡します。

3 その他の警報（大雨・洪水・大雪等の警報）が発令された場合

発令された地域の学校が、一斉かつ自動的に臨時休校になることはありません。ただし、地域により危険が予想されるときは、改めて連絡します。

この内容は、非常変災時（地震等）にも適用されます。
一年間、大切に保管しておいてください。